

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第17号

家族による園児置き去り事件 における保育施設の責任

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

Q uestion

大阪と岡山で、家族が園児を保育施設まで送り届けようと車に乗せたものの、保育施設に送り届けることを失念し、その結果、園児を車に置き去りにしてしまい、園児が死亡するという事件がありました。いずれの事件も、保育施設が保護者に出欠確認の連絡をしていなかったようです。「保育施設が保護者に連絡さえしていればこのような痛ましい事件は起こらなかった。」として、保育施設の責任を問う声があります。出欠確認の連絡をしなかった保育施設にはどのような責任が問われるのでしょうか。



A nswer

保育施設が園児の生命や安全に責任を負うのは、保護者から園児を預かってから引き渡すまでの間であり、預かる前の出来事については責任を負わないのが原則です。

しかし、岡山の事件は、保育施設が園児を預かる前の出来事であるものの、①国から保育施設に「出欠確認の徹底を!」との事務連絡が、また、②(報道によれば、)保育施設が、無断欠席時の対応として定めていた規則に反し、保護者への出欠確認の連絡をしていなかった、という事情がありました。これらの事情をどう考えればよいのでしょうか。

①の事情 (国の事務連絡について)

国は、大阪と岡山での事件を受けて令和4年11月と令和5年9月に、都道府県および市町村宛に、保育施設に対して「こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこどもかどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していただきたい」との事務連絡をしています。

しかし、この事務連絡にある「保護者への速やかな確認等の徹底」については、法令に基づく義務だから徹底しなさい・遵守しなさいというものではありません。あくまで、「指導・お願い」です。この事務連絡に反したことを根拠に保育施設が法的(損害賠償)責任を負うという結論にはならないと考えます。





重大事故を「ひとごと」と感じていませんか。重大事故は「いつでも起こる可能性がある」と考えるべきです。裁判事例から読み解く事故予防策を紹介しています。

- ISBN: 978-4-925258-07-4
- 著者: 柴田 洋平 / 遠藤 登
- 判型: AB 判
- 頁数: 116



詳細はこちらから▶

A

answer (後半)

②の事情(保育施設が設けたルールに反したことについて)

報道をみると、「無断欠席時に保護者への出欠確認の連絡をする」というルールは、保育施設が運営上のルールとして定めたものであり、いわば内規と呼ばれるものにあたると考えられます。内部ルールに反したからといって、保護者に対して当然に法的責任を負うという結論にはならないと考えます。

保育施設の責任

したがって、岡山の事件のような家族による置き去り事件の場合であれば、保育施設には、法的責任はなく、道義的な責任を負うにとどまると考えます。

死亡という重大な結果が生じていることを考えると、保育施設は、保護者説明会を開催し、在園児の保護者に対し、内部ルールに反し「出欠確認の連絡」をしなかったことについて、謝罪の意を表すとともに、事実関係、原因、今後の対策・対応について説明をする、などといった対応をしなければならないと思います。

これに対して、死亡した園児の保護者に対する対応については、保護者の意向を踏まえつつ、ということになると思います。

なお、道義的責任とは、辞書には「人として正しい道を守るべき責任」(デジタル大辞泉より引用)とありますが、ここでは、裁判所に訴えを提起してその責任を追及することはできないが、その時代の社会の道徳観、倫理感、正義感といったものを根拠とした責任であり、謝罪すべき、反省すべきという漠然とした責任とイメージしていただければいいと思います。

この号について園でも話し合ってみよう 

